

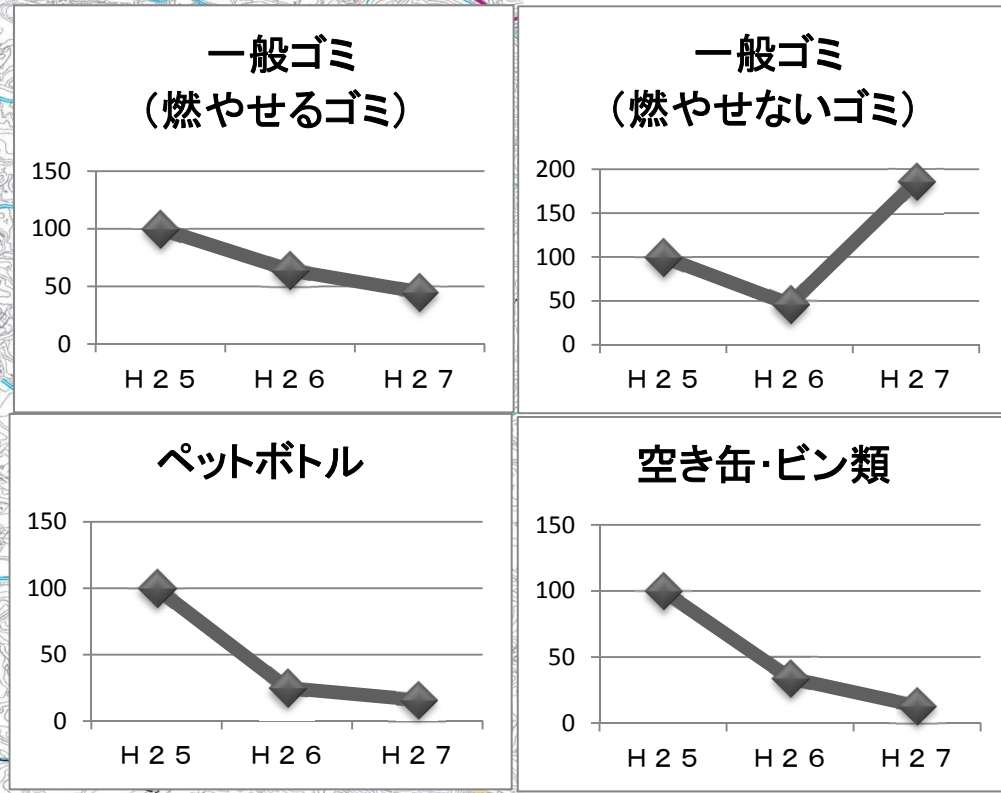
H28 川内川ゴミマップ(上流域①:伊佐市)

平成27年度、伊佐市内の川内川、羽月川(国管理区間)及び川間川(国管理区間)では多くの品目で一昨年度及び昨年度よりゴミの不法投棄が減少しています。一方で伐採した木や竹などの投棄が増えています。



品目	単位	伊佐市		
		H25	H26	H27
一般ゴミ(燃やせるゴミ)	袋	10.2	6.6	4.6
一般ゴミ(燃やせないゴミ)	袋	3	1.4	5.6
ペットボトル	袋	1.2	0.3	0.2
空き缶・ビン類	袋	20.5	7	2.7
ゴム(タイヤ等)	本	13	22	1
自転車	台	0	0	0
家電リサイクル法対象物	台	4	0	1
家電製品	台	1	0	0
ドラム缶	個	0	1	0
建設廃材(土木・建築)	m ²	1	0	2
農業廃棄物	m ²	1	0.1	5
その他(小動物の死骸など)	個	0	1	0

※表中の単位「袋」は容量90リットルのゴミ袋です。



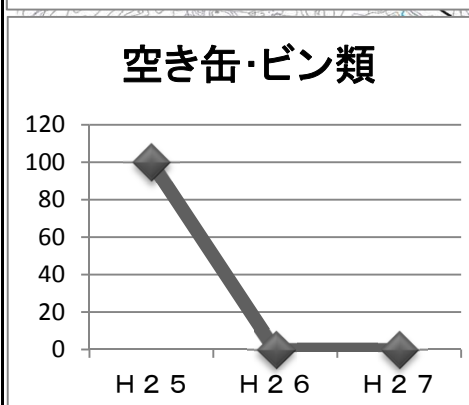
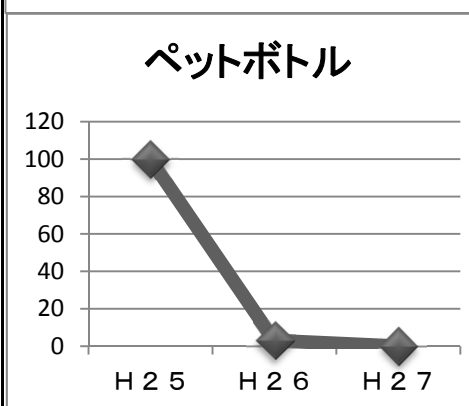
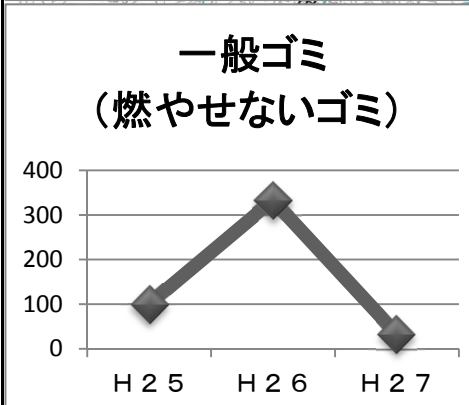
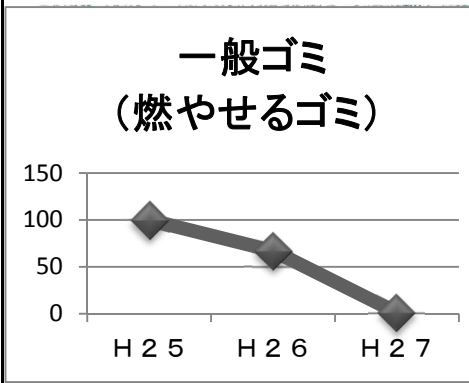
注: グラフ縦の目盛りは、平成25年度を100とした場合の平成26年度、27年度の比較です。

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、もしくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金(第25条)

H28 川内川ゴミマップ(上流域②):湧水町

平成27年度、湧水町内の川内川及び綿打川(国管理区間)では、ゴミの不法投棄が一昨年度、昨年度より大幅に減少しています。



菱刈出張所 (湯之尾堰)

不法投棄物一覧表

品目	単位	湧水町		
		H25	H26	H27
一般ゴミ(燃やせるゴミ)	袋	17	11.4	0.2
一般ゴミ(燃やせないゴミ)	袋	0.3	1	0.1
ペットボトル	袋	2.8	0.1	0
空き缶・ビン類	袋	3.3	0	0
ゴム(タイヤ等)	本	0	0	0
自転車	台	2	0	0
粗大ゴミ	個	0	0	3
家電リサイクル法対象物	台	0	0	0
家電製品	台	0	0	0
ドラム缶	個	0	1	0
建設廃材(土木・建築)	m ²	0	0	0.1
農業廃棄物	m ²	0	1	1
その他(小動物の死骸など)	個	1	0.1	1

※表中の単位「袋」は容量90リットルのゴミ袋です。

吉松地区

不法投棄箇所(1つの○は1箇所)

- : 一般ゴミ類(一覧表の黄色)
- : 粗大ゴミ類(一覧表の赤色)
- : 産業廃棄物類(一覧表の緑色)

栗野地区

注: グラフ縦の目盛りは、平成25年度を100とした場合の平成26年度、27年度の比較です。



鋼材(勝栗大橋左岸下流)

川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反): 3ヶ月以下の懲役、もしくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反): 5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金(第25条)

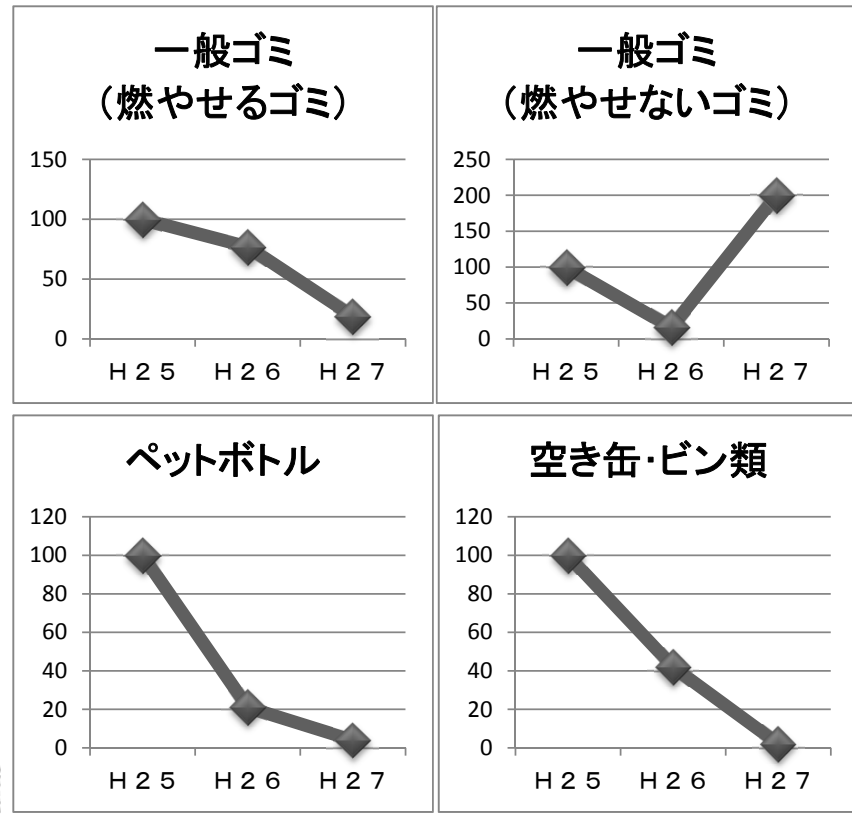
H28 川内川ゴミマップ(上流域③):えびの市)

平成27年度、えびの市内の川内川(国管理区間)では一般ゴミ類の不法投棄が一昨年度及び昨年度より減少しています。



品目	単位	えびの市		
		H25	H26	H27
一般ゴミ(燃やせるゴミ)	袋	39.1	30.4	7.6
一般ゴミ(燃やせないゴミ)	袋	0.6	0.1	1.2
ペットボトル	袋	6.6	1.4	0.3
空き缶・ビン類	袋	4.7	2	0.1
ゴム(タイヤ等)	本	0	2	2
粗大ゴミ	個	0	0	3
自転車	台	1	0	0
家電リサイクル法対象物	台	0	0	0
家電製品	台	0	1	0
建設廃材(土木・建築)	m ²	0	3	0
農業廃棄物	m ²	0	0	0
工業廃棄物	個	0	0	5
その他(小動物の死骸など)	個	0	0.5	0

※表中の単位「袋」は容量90リットルのゴミ袋です。



川への不法投棄は法律により厳しく処罰されます。

- 河川法(第29条違反):3ヶ月以下の懲役、もしくは20万円以下の罰金(河川法施行令第59条)
- 廃棄物処理法(第16条違反):5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金(第25条)

注:グラフ縦の目盛りは、平成25年度を100とした場合の平成26年度、27年度の比較です。